

一般社団法人医療維新コンサルタント協会 会員規約

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人日本医療維新コンサルタント協会（以下「当協会」という。）の定款第6条に規定する会員（以下「会員」という。）について基本的事項を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 本規約において定める会員を次の通り区分する。

- (1) 個人である一般会員（以下「個人一般会員」という。）
- (2) 団体である一般会員（以下「団体一般会員」という。）
- (3) 個人である賛助会員（以下「個人賛助会員」という。）
- (4) 団体である賛助会員（以下「団体賛助会員」という。）

(入会)

第3条 当協会の目的及びその事業に賛同した個人または団体は、本規約を承認し、入会を申し込み、当協会が入会を承認することにより、入会することができる。

2 入会日は、当協会が入会を承認した日の翌月1日とする。

(会費等)

第4条 会員は別表に掲げる入会金、会費（以下「会費等」という。）を当協会の所定の方法により支払うものとする。

- 2 当協会は、会員が納入した会費等については、理由の如何を問わず返還しないものとする。
- 3 会費等は、当協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入とする。

(更新)

第5条 会員の認定は、原則更新を必要し、有効期限、更新手数料については、次の通りとする。

- (1) 有効期限 3年
- (2) 更新手数料 別表に掲げる

(退会)

第6条 所定の手続きにより、退会の申し出があったとき、会員資格を喪失し退会する。

- 2 前項のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったとき、会員資格を喪失する。
 - (1) 第4条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
 - (2) 総代表会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または解散したとき。

(除名)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、会員総会の決議によって除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該会員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員名簿)

第8条 当協会に会員名簿を備える。

- 2 会員が退会または除名される場合には、その者を会員名簿から除くものとする。

(会員証の交付及び返還)

第9条 当協会は、入会した会員に会員証を交付する。

- 2 会員が退会または除名される場合には、会員証を返還しなければならない。

(届出事項の変更)

第10条 会員は当協会に届け出た氏名、住所、電話番号、メールアドレス等に変更が生じた場合には、遅滞なく当協会に所定の方法により届け出ることとする。

(規約の改定)

第11条 本規約の改廃は理事会の決議によって行う。

附則

1. この会則は、令和6年7月29日から施行する。

別表

会員種別	入会金	会費 (年間)	更新手数料 (3年ごと)	備考
個人一般会員	20,000 円	60,000 円	33,000 円	
団体一般会員	100,000 円	60,000 円 × 会員数	165,000 円	
個人賛助会員	20,000 円	70,000 円 (1口)	33,000 円	コンサルタント認定資格がない場合でも入会可能
団体賛助会員	100,000 円	70,000 円 (1口)	165,000 円	コンサルタント認定資格がない場合でも入会可能